

がけ（既設擁壁）相談処理申請書

提出日		令和 年 月 日	受付年月日	令和 年 月 日
相談者 (建築士)	氏名		建築士資格	()建築士 ()登録第 号
	TEL		Mail	
計画建築物	用途		規模	m ² / 階建て
	構造		擁壁 築造年	

別添の建築計画について、以下の「がけの状況」及び「安全上の対策」等から、安全上支障はないと考えております。
については、県条例第3条第3項の適用について相談します。

法的手続きの経過

開発又は宅造許可		※開発等許可の経過は 土地利用調整課 お問い合わせください	
☐ なし	☐ 開発 ☐ 宅造	許可番号 ()	検査済番号 ()
		年月日 ()	年月日 ()
		☐ 土地利用計画上の位置づけ (☐ 宅地 ☐ 未利用地 ☐ その他)	
工作物の確認申請		※建築確認、検査の記録は 建築指導課2番窓口 お問い合わせください	
☐ なし	確認 ()	検査済 ()	

擁壁の状況

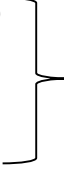
種 類			
☐ 練り積み造 ☐ 重力式 ☐ もたれ式 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他 ()			
高 さ / 計画建築物までの水平距離			
☐ 2.0 m～5.0 以下 ☐ 5 m 超え (m)	がけ（最も厳しい部分）の上端又は下端から計画建築物までの水平距離 (m)		
状 態			
☐ クラック ☐ はらみ ☐ その他 ()			
水抜き穴			
☐ 3m ² に1箇所以上 (φ75mm) ☐ 2m ² に1箇所以上 (φ50mm) ☐ その他			
二次造成			
☐ なし	上部	☐ 増し積み（盛土50cm以上） ☐ コンクリート床版等の突き出し	☐ 多段擁壁（盛土50cm以上） ☐ 盛土（50cm以上）
	下部	☐ 鋤取り（必要根入れ高さが取れていない）	
建築士による総合的な所見		※現状で安定していない場合、原則30度対策が必要です。	
☐ 現状で安定している		☐ 現状で安定していない	☐ その他 ()

安全上の対策

がけ上		※砂利杭、摩擦杭はがけ対策として認められません	
☐ 適切な排水計画 ☐ その他 ()	☐ 度線より	(☐ 離れた位置に配置 ☐ 深い位置に基礎底盤を設置 ☐ 深い位置まで杭等（※）を施工)	
がけ下			
☐ 45度線より離れた位置に配置 ☐ その他 ()			

添付書類

図面等

☐ 付近見取図		安全対策等を明示してください。必要に応じて図面を追加いただいても構いません。
☐ 配置図（写真の撮影方向を図示）		
☐ 平面図		
☐ 立面図		
☐ がけ断面図		
☐ 開発・宅造許可の土地利用計画図（入手可能な場合に限る）		

写真

☐ 擁壁の全景
☐ 擁壁の高さが確認できるもの
☐ 水抜き穴の設置状況（径 及び 縦横の配置ピッチ）が確認できるもの
☐ クラック・はらみの状況が確認できるもの
☐ 二次造成がされている場合は、その状況が確認できるもの

区域マップ

☐ ① 都市計画マップ		
☐ ② 土砂災害警戒区域等マップ		
☐ ③ 砂防三法情報マップ		
都市計画マップ	土砂災害計下記区域等マップ	砂防三法情報マップ
		

※ 擁壁に草等が生い茂り、状態が確認できない場合は、回答は致しかねますので予めご了承ください。